

沖縄振興公共投資交付金交付要綱

〔 自然環境整備に関する事業
環境保全施設整備に関する事業
生物多様性保全回復整備に関する事業 〕

平成24年4月
令和3年4月最終改正

環 境 省

沖縄振興公共投資交付金交付要綱（自然環境整備に関する事業、環境保全施設整備に関する事業、生物多様性保全回復整備に関する事業）

目 次

第1条	通則	1
第2条	交付の目的	1
第3条	交付対象事業	1
第4条	交付金事業者	1
第5条	事業費の算定基準	1
第6条	交付額の算出方法	2
第7条	交付申請手続	2
第8条	変更交付申請手続	3
第9条	交付決定	3
第10条	申請の取下げ	3
第11条	経費の配分の軽微な変更	3
第12条	状況報告	3
第13条	事業の中止又は廃止	3
第14条	事業遅延の届出	4
第15条	実績報告	4
第16条	交付金の額の確定	4
第17条	交付金の支払	4
第18条	交付決定の取消	5
第19条	財産の管理	5
第20条	財産の処分の制限	5
第21条	交付金調書	5
第22条	間接補助に係る交付の条件	5
第23条	特別基準の設定	6
第24条	監督等	6
第25条	消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還	6
第26条	電子情報処理組織による申請等	6
第27条	電子情報処理組織による通知等	7
第28条	間接補助金の電子申請	7

第1条 通則

沖縄振興公共投資交付金制度要綱（以下「制度要綱」という。）に基づく沖縄振興公共投資交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、沖縄振興特別措置法(平成14年3月31日法律第14号)、沖縄振興特別措置法施行令（平成14年3月31日政令第102号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及びその他の法令のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

第2条 交付の目的

この交付金は、自然環境整備、環境保全施設整備及び生物多様性保全回復整備に関する事業に対し、必要な経費を国が支援することにより、事業の推進を図ることを目的とする。

第3条 交付対象事業

この交付金は、次の各号に掲げる事業を交付対象とする。

- 一 自然環境整備に関する事業（国定公園等整備事業）
国定公園等において行われる別紙1に定める整備事業
- 二 環境保全施設整備に関する事業（動物収容・譲渡対策施設整備事業）
家庭用動物又は展示動物として適性があると認められる犬及び猫について、可能な限り生存の機会を与えるための動物収容・譲渡対策施設の整備事業
- 三 生物多様性保全回復整備に関する事業（生物多様性保全回復整備事業）
生物多様性の保全上重要と認められる地域における、生物多様性の保全・回復を図るための別紙2に定める整備事業

第4条 交付金事業者

この交付金は、沖縄県を交付金事業者とする。ただし、自然環境整備に関する事業（国定公園等整備事業）においては、沖縄県及び沖縄県からその経費の補助を受けて交付対象事業を実施する市町村を交付金事業者とする。

第5条 事業費の算定基準

この交付金の交付対象事業費の区分及び各費目の内容は、別表を適用する。ただし、当該区分に係る実支出額が別表の算定基準による算定額より少ないときはその額とする。

なお、次の各号に掲げる工事の工事費については、別表の交付対象事業費の区分、算定基準及び内容によらないことができるものとする。

- 一 鋼材、大断面集成材等を用いた大型工作物の新設等、部材の工場製作を主体とする工事
- 二 自然エネルギー発電設備、電気通信線路埋設等、電気設備の新設、改設等を主体とする工事

- 三 給水設備、汚水浄化処理設備等、機械設備の新設、改設等を主体とする工事
- 四 動物収容・譲渡対策施設、休憩所、公衆トイレ等の建物の新設、増改築、大規模修繕等の建築を主体とする工事
- 五 その他、別表に定める算定基準によることが、著しく不適當又は困難であると認められるもの

第6条 交付額の算出方法

- 1 環境大臣は、制度要綱第10により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、交付対象事業に要する費用を沖縄県に交付する。なお、交付金の交付額は、前条により算出された事業費について、国定公園等整備事業にあつては100分の45を乗じて算出した額並びに動物収容・譲渡対策施設整備事業及び生物多様性保全回復整備事業にあつては2分の1を乗じて算出した額を合計した額を超えないものとする。算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付金の交付額の算定にあつては、総事業費から寄付金その他収入額を控除して算出する。ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。
- 3 この交付金の交付後、交付対象事業の進捗の状況に変更があつた場合、交付金の交付の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度の交付額の算定において調整することができるものとする。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

なお、動物収容・譲渡対策施設整備事業においては、これを適用しない。
- 4 前項の規定による調整は、次年度の交付額から差額を控除することにより行うものとする。
- 5 沖縄県知事は、交付金の交付申請に当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年12月30日法律第180号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額の合計額に地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

第7条 交付申請手続

この交付金の交付の申請は、沖縄県知事が様式1による交付金交付申請書を、別途指示する期日までに環境大臣に提出しなければならない。

第8条 変更交付申請手続

沖縄県知事は、この交付金の交付決定後の事情の変更により、交付対象事業の内容変更をする必要がある場合には、速やかに様式 11 による変更交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。ただし、第 11 条に定める軽微な変更である場合は、この限りではない。

第 9 条 交付決定

環境大臣は、第 7 条の規定による交付申請書又は第 8 条の規定による変更交付申請書の提出があったときは、審査を行い、交付を決定し又は変更の交付を決定した場合は、交付決定通知書又は変更交付決定通知書を沖縄県知事に送付するものとする。なお、環境大臣は、交付申請書又は変更交付申請書を受理した日から起算して、原則として 30 日以内に交付の決定を行うものとする。

第 10 条 申請の取下げ

沖縄県知事は、交付決定若しくは変更交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付金の交付申請又は変更交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書又は変更交付決定通知書において環境大臣が定めた期日までに、その理由を付した書面をもって、環境大臣に申し出なければならない。

第 11 条 経費の配分の軽微な変更

この交付金の交付決定又は変更交付決定を受けた後における事業間及び費目間の配分額の変更であって、単年度交付額を変更しない場合は、次に掲げるもの（その変更の額又は率が別表に掲げる算定基準を上回るものを除く。）にあつては、第 8 条に定める変更交付申請書の環境大臣への提出を要しないものとする。ただし、第 3 条に定める各号の事業区分を超えて流用する場合は第 8 条に定める変更交付申請書を環境大臣にしなければならない。

- 一 本工事費、測量設計費、用地費及補償費、機械器具費又は営繕費の相互間の流用
- 二 庁費又は旅費の相互間の流用（ただし、食糧費の増額を除く。）
- 三 旅費又は庁費から、本工事費、測量設計費、用地費及補償費、機械器具費又は営繕費への流用

第 12 条 状況報告

沖縄県知事は、工事及び調査経過等事業の毎月の遂行状況について、環境大臣の要求があったときは、様式 12 による状況報告書を提出しなければならない。

第 13 条 事業の中止又は廃止

沖縄県知事は、交付対象事業を中止し又は廃止する場合には、様式 13 による申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

第 14 条 事業遅延の届出

沖縄県知事は、交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合においては、様式 14 により速やかに環境大臣に報告してその指示を受けなければならない。

ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を超えない場合で、かつ当初の完了予定期日（交付金の繰越があった場合は当該繰り越しを伴う変更により定められた完了予定期日とする。）後 2 ヶ月以内である場合は、この限りではない。

第 15 条 実績報告

- 1 沖縄県知事は、事業が完了した日（第 13 条により交付対象事業の中止又は廃止について環境大臣の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日）から起算して 30 日を経過した日又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式 15 による実績報告書を環境大臣に提出するものとする。
- 2 沖縄県知事は、交付対象事業が翌年度にわたるときは、翌年度の 4 月 30 日までに様式 18 による年度終了実績報告書を環境大臣に提出するものとする。
- 3 沖縄県知事は、第 1 項の実績報告書の提出に当たって、第 6 条第 5 項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

第 16 条 交付金の額の確定

- 1 環境大臣は、第 15 条第 1 項の規定による実績報告書を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の成果が交付金の交付の決定若しくは変更の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、沖縄県知事に通知する。
- 2 環境大臣は、沖縄県に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその金額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を沖縄県知事に命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とする。ただし、沖縄県が交付金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ 20 日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から 90 日以内とすることができる。
- 4 環境大臣は、前項の返還期間内に交付金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第 17 条 交付金の支払

- 1 交付金は、第 16 条第 1 項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、環境大臣が必要があると認める場合であって、財務大臣との協議が整った場合には、概算払をすることができる。
- 2 沖縄県知事は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、精算（概算）払請求書を官署支出官に提出しなければならない。

第 18 条 交付決定の取消等

- 1 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、交付の決定若しくは変更の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。ただし、第四号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。
 - 一 沖縄県が適化法及び適化法施行令その他の法令又は本要綱に基づく環境大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 沖縄県が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
 - 三 沖縄県が、交付対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事業による場合を除く。）
- 2 環境大臣は、前項の規定による交付決定の取り消しをした場合、沖縄県知事に対しその取消しに係る部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。
- 3 環境大臣は前項の返還を命ずる場合であって、適化法第 17 条第 1 項に基づく交付決定の取消しである場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項に基づく交付金の返還については、第 16 条第 3 項（ただし書きを除く。）及び第 4 項の規定を準用する。

第 19 条 財産の管理

沖縄県知事は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって当該財産の適正なる維持管理をするとともにその効率的な運営を図らなければならない。

第 20 条 財産の処分の制限

- 1 取得財産等のうち、適化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、交付金対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、並びに交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具、備品及びその他重要な財産とする。
- 2 適化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）で定める期間とする。
- 3 沖縄県知事は、前項の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準（平成 20 年 5 月 15 日付け環境会発第 080515002 号）に基づく承認を受けることなしに、

この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

第 21 条 交付金調書

沖縄県知事は、交付対象事業に係る歳入及び歳出を明らかにした様式 20 による交付金調書を作成し、当該歳入及び歳出について、証拠書類を整理し、かつ、当該交付金調書及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

第 22 条 間接補助に係る交付の条件

沖縄県知事は、この交付金を原資として市町村に補助金を交付するときは、第 8 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 19 条、第 20 条及び第 21 条の規定に準ずる条件を付さなければならない。

第 23 条 特別基準の設定

特別の事情によりこの交付要綱に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ環境大臣に申請し、その承認を得たものをもってこれに代えることができる。

第 24 条 監督等

- 1 環境大臣は、沖縄県知事に対し、沖縄県知事は沖縄県が補助する市町村長に対し、それぞれの施行する交付対象事業に関し、適化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 環境大臣は、都道府県知事に対し、都道府県知事は当該都道府県が補助する市町村長に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第 25 条 消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還

- 1 沖縄県知事は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式 21 による消費税等仕入控除税額報告書を環境大臣に提出しなければならない。
- 2 環境大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還については、第 16 条第 3 項（ただし書きを除く。）及び第 4 項の規定を準用する。

第 26 条 電子情報処理組織による申請等

沖縄県知事は、第 7 条の規定に基づく交付の申請、第 8 条の規定に基づく変更

交付の申請、第 10 条の規定に基づく申請の取り下げ、第 12 条の規定に基づく状況報告、第 13 条の規定に基づく事業の中止若しくは廃止の申請、第 14 条の規定に基づく事業遅延の届出、第 15 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく実績報告、第 17 条第 2 項の規定に基づく支払請求、第 23 条の規定に基づく特別基準の承認申請、又は第 25 条第 1 項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適化法第 26 条の 2 及び 3 の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

第 27 条 電子情報処理組織による通知等

環境大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

第 28 条 間接補助金の電子申請

- 1 沖縄県知事は、間接補助金の交付の手続について、電磁的方法（適化法第 26 条の 2 及び 3 の規定に準じて沖縄県知事が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。
- 2 沖縄県知事は、間接補助金の交付の決定その他沖縄県からその経費の補助を受けて交付対象事業を実施する市町村に対する通知を電磁的方法により行うことができる。

附 則（平成 24 年 4 月 6 日環自総発第 120406006 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 6 日から適用する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日環自整発第 20040114 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け環自総発第 120406006 号）により交付決定された交付金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日環自整発第 2104017 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

別紙1

交付対象事業

1 沖縄県が行う次の事業

一 国定公園において行われる次に掲げる施設に関する公園事業（国定公園事業として実施するものに限る。）ただし、道路法（昭和27年6月10日法律第180号）による道路に係る事業又は他の法律にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、交付対象としない。

イ 道路（車道）

自然公園を利用する不特定多数の者（以下「公園利用者」という。）の自動車利用の用に供される道路をいう。

ロ 道路（自転車道）

公園利用者の自転車利用の用に供される道路をいう。

ハ 道路（歩道）

公園利用者の徒歩利用の用に供される道路をいう。

ニ 橋

河川、湖沼等の水面、低地又は他の交通路の上に架設して公園利用者の通路とされるものをいう。

ホ 広場

乗降地又は利用中心地に公園利用者の離合集散の利便を図るために設けられる施設であって、一定の土地の広がりをもつものをいう。

ヘ 園地

公園利用者の散策、水遊び、ピクニック、デイキャンプ、風景鑑賞、自然観察等自然との積極的なふれあいを図るために設けられる施設（園路、芝生地等）であって、一定の土地の広がりをもつものをいう。

ト 避難小屋

公園利用者が山岳等において、一時難を避けるために設けられる施設をいう。

チ 休憩所

公園利用者の休憩又は飲食の用に供される施設（主に休憩舎等の建築物をもつもの）をいう。

リ 野営場

公園利用者の野営の用に供される施設（テントサイト及びこれに併設される簡易な宿泊施設等）をいう。

ヌ 駐車場

公園利用者の運送の用に供される乗用車、バス等を一時駐車させるために設けられる一定の土地の広がりをもつ施設をいう。

ル 栈橋

公園利用者の用に供される旅客船を係留するために設けられる施設（栈橋、浮栈橋、岸壁、物揚場等）をいう。

ヲ 給水施設

公園利用者に飲料水等を供給するために設けられる施設（取水井、貯水池、

- 給水管等)をいう。
- ワ 排水施設
集団施設地区等の施設地又は公園利用者の集中する地区において雨水又は汚水を適切に処理し環境衛生上良好な状態に保つために設けられる排水管、浸透池、浄化施設等の施設をいう。
- カ 公衆便所
公園利用者の用に供される便所をいう。
- ヨ 博物展示施設
主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動及び模型、写真、図表等の展示施設を用いた展示を行うために設けられる施設（ビジターセンター及びこれに併設される自然研究路、解説施設、解説員研修施設等）をいう。
- タ 植生復元施設
植生を復元するために設けられる施設及び植生の復元地をいう。
- レ 動物繁殖施設
公園内に生息する野生の昆虫類、魚類、鳥類、哺乳類等の動物の繁殖を図るために設けられる施設（ふ化場、養魚池、給餌施設等）をいう。
- ソ 砂防施設
公園内の特定の景観又は利用施設を山崩れ、地すべり、土砂流出、水害等から守るために設けられる施設をいう。
- ツ 防火施設
森林又は利用施設を火災から守るために設けられる施設（望ろう、防火用水施設、消火施設、防火帯等）をいう。
- ネ 自然再生施設
損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう（自然再生の対象地を含む。）。
- ナ 上記イからネに係る付帯施設

二 国定公園において行われる生態系維持回復事業

- 三 環境省自然環境局長の定める長距離自然歩道整備計画(平成15年3月31日以前に環境大臣が定めたものを含む。)に基づく、国立公園及び国定公園の区域外における整備事業。ただし、道路法(昭和27年6月10日法律第180号)による道路に係る事業又はその他の法律にその執行に要する費用に関して別段の規定がある場合については、交付対象としない。

2 市町村が行う前項各号の事業に対し都道府県が補助する事業

別紙2

交付対象事業

我が国の生物多様性の保全上重要と認められる地域^{※1}と生態学的に密接な関連を有し^{※2}、かつ、沖縄県知事が、生態系の保全・回復を図る地域として、あらかじめ公示した地域（ただし、国立公園、国定公園、国指定鳥獣保護区、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域を除く。）における、生態系の保全・回復を図るための施設又は生物の生息空間の整備に関する事業であって、次のすべての要件に該当するものとする。

- 1 関係住民、学識経験者、関係行政機関等からなる協議会を組織するなど、関係者間の連絡調整を行うとともに、科学的知見に基づき、透明性を確保しつつ、事前に環境への影響に関する調査を実施し、生態系の保全・回復の状況を監視する順応的な方法により、事業を実施する体制が確保されていること。
- 2 事業終了後の一定期間について、当該地域の自然環境の特性に応じたモニタリングの実施とその公表が可能な体制が確保されていること。

※1 法令に基づく保護区（自然公園法に基づく国立公園及び国定公園、鳥獣保護法に基づく国指定鳥獣保護区、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、種の保存法に基づく生息地等保護区）、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の定める生物圏保存地域又は環境省の選定する重要湿地若しくは特定植物群落等

※2 生物の移動その他の有機的なつながりを有する地域等

別表

1区分	2費目	3細目	4細分	5算定基準	6内容																														
工事費					「工事費」とは工事費、測量設計費、用地費及び補償費、機械器具費、営繕費並びにこれらに対応する消費税等相当額の合計額をいう。																														
	本工事費			自然公園工事(造園・土木工事)については「自然公園等工事積算基準(自然公園編)(平成16年3月17日付環自整発第04317001号)」を、建築工事及び電気設備工事、機械設備工事については「官庁営繕関係統一基準(国土交通省)」を適用する。 ただし、同基準によることが著しく不相当又は困難であると認められるものについては、実情に即して別途基準により算出することを妨げないものとする。	「本工事費」とは事業の主体をなす施設の工事(工事に必要な準備工を含む。)及び本工事に伴う附帯工事(附帯工事に必要な準備工を含む。)の施工に必要な経費をいう。																														
	測量設計費			直接必要とする額。なお、基本計画の策定に要する経費は交付対象外とする。	「測量設計費」とは交付金事業者が工事を施工するために必要な調査、測量、設計及び試験に要する経費をいう。 交付金事業者が直接、調査、測量、設計及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、設計及び試験を施行する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。																														
	用地費及び補償費			直接必要とする額	「用地費及び補償費」とは交付対象事業に必要な最小限度の用地の取得要する費用及び工事の施工によって生じた土地、家屋若しくは立木その他の財産権の侵害による損失又は物件の移転に伴う損失等に要する補償のための費用(補償金にかえ、直接施工する補償工事に要する費用を含む。)																														
	機械器具費			直接必要とする額	「機械器具費」とは、交付金事業者が直営により工事を施工する場合において工事施工に直接必要な土工用、建築用、小運搬用その他工事に用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。ただし、当該機械器具が工事期間を超えて使用できるものは損料とし、購入費には算入しないものとする。																														
	営繕費			直接必要とする額	「営繕費」とは、交付金事業者が工事施工に当たって工事期間中のみ必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の損料、移転料及び修繕料をいい、大規模工事又は工事現場が遠隔地等の理由で交付金事業者が工事施工を監督するため、これらの施設を特に必要とする場合に限るものとする。																														
	消費税相当額			本工事費、附帯工事費、測量設計費、用地費及び補償費、機械器具費、及び営繕費にかかる消費税及び地方消費税相当額の合計額とする。																															
事務費	旅費 庁費			交付対象事業費を次に掲げる額に区分してそれぞれの率を乗じて得た額(区分ごとに千円未満切捨て)の合計額の範囲内とする。	「事務費」とは、交付金事業者が事業実施に伴う事務処理に直接必要とする旅費、庁費及び工事現場事務所又は出先機関において必要とする旅費、庁費、並びに、これらにかかる消費税相当額の合計額をいい、庁費とは報酬、給料、職員手当等、共済費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、食糧費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等をいう。(ただし、報酬、給料、職員手当等、共済費については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年5月17日法律第29号)に規定されている会計年度任用職員へ支給されるものに限る。)																														
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>3,000万円以下の金額に対して</td> <td>7.0%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>3,000万円を超え 5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>5,000万円を超え 1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1億円を超え 3億円以下の金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>3億円を超え 5億円以下の金額に対して</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>5億円を超え 10億円以下の金額に対して</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>10億円を超え 20億円以下の金額に対して</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>20億円を超え 30億円以下の金額に対して</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>30億円を超える金額に対して</td> <td>0.5%</td> </tr> </tbody> </table>		号	区 分	率	1	3,000万円以下の金額に対して	7.0%	2	3,000万円を超え 5,000万円以下の金額に対して	6.5%	3	5,000万円を超え 1億円以下の金額に対して	5.5%	4	1億円を超え 3億円以下の金額に対して	4.5%	5	3億円を超え 5億円以下の金額に対して	3.5%	6	5億円を超え 10億円以下の金額に対して	2.5%	7	10億円を超え 20億円以下の金額に対して	2.0%	8	20億円を超え 30億円以下の金額に対して	1.0%	9	30億円を超える金額に対して	0.5%
				号		区 分	率																												
				1		3,000万円以下の金額に対して	7.0%																												
				2		3,000万円を超え 5,000万円以下の金額に対して	6.5%																												
				3		5,000万円を超え 1億円以下の金額に対して	5.5%																												
				4		1億円を超え 3億円以下の金額に対して	4.5%																												
				5		3億円を超え 5億円以下の金額に対して	3.5%																												
				6		5億円を超え 10億円以下の金額に対して	2.5%																												
				7		10億円を超え 20億円以下の金額に対して	2.0%																												
8	20億円を超え 30億円以下の金額に対して	1.0%																																	
9	30億円を超える金額に対して	0.5%																																	

交付要綱様式一覧

様式1	交付申請書(第7条関係)
様式2	所要額調書(第7条、第8条関係)
様式3	事業費内訳総括表(第7条、第8条、第15条第1項関係)
様式4	事務費内訳(第7条、第8条、第15条第1項関係)
様式5	歳入歳出予算(見込書)抜粋(第7条、第8条関係)
様式6	公園計画及び事業決定等一覧表(第7条、第8条関係)
様式7	土地建物等買収費明細表(第7条、第8条関係)
様式8	物件移転補償費等明細表(第7条、第8条関係)
様式9	工事施工に伴う取壊し又は移転物件内訳(第7条、第8条関係)
様式10	各種工事費内訳表(第7条、第8条関係)
様式11	変更交付申請書(第8条関係)
様式12	状況報告書(第12条関係)
様式13	事業の中止(廃止)申請書(第13条関係)
様式14	遅延報告書(第14条関係)
様式15	実績報告書(第15条第1項関係)
様式16	精算額調書(第15条第1項関係)
様式17	歳入歳出決算(見込書)抜粋(第15条第1項関係)
様式18	年度終了実績報告書(第15条第2項関係)
様式19	年度終了実績報告書別表(第15条第2項関係)
様式20	交付金調書(第21条関係)
様式21	消費税等仕入控除税額報告書(第25条第1項関係)

(様式1) 交付申請書

識別番号	
文書番号	
令和 年 月 日	

環境大臣 あて

沖縄県知事

令和 年度沖縄振興公共投資交付金の交付申請書

標記交付金の交付を受けたいので、沖縄振興公共投資交付金交付要綱第7条の規定により関係書類を添え申請します。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

1 交付金申請額

(単位:円)

区分	交付申請額	備考
1. 国定公園等整備事業		
2. 動物収容・譲渡対策 施設整備事業		
3. 生物多様性保全回復 整備事業		
合計		

2 事業着手予定期日
令和 年 月 日

3 事業完了予定期日
令和 年 月 日

4 交付金所要額調書(様式2のとおり)

5 事業費内訳総括表(様式3のとおり)

6 事務費内訳(様式4のとおり)

7 歳入歳出予算書(見込書)抜粋(様式5のとおり)

8 その他添付書類(様式5～様式10)※

※生物多様性保全回復整備事業について、初年度、交付申請を行う場合にあつては、交付要綱別紙2 交付対象事業に規定されている以下の資料を添付すること。

①沖縄県知事が、生態系の保全・回復を図る地域として、あらかじめ公示した地域の公示資料。

②1及び2に掲げる要件に該当することを示す資料。

(様式2)所要額調書

交 付 金 所 要 額 調 書

沖縄県

(単位:円)

区分			事業費	交付対象外 経費	交付対象 事業費	交付率	交付金交付額	前年度における年 度間調整額(国費)	調整後の 交付金交付額	備考
			(A)	(B)	(C) 【A-B】		(E)	(F)	(G) 【E-F】	
1. 国定公園等整備 事業	事業実施計画					45/100				
	交付申請	今回 申請								
		既交付 決定								
		増減								
2. 動物収容・譲渡 対策施設整備事業	事業実施計画					1/2		/	/	
	交付申請	今回 申請								
		既交付 決定								
		増減								
3. 生物多様性保全 回復整備事業	事業実施計画					1/2				
	交付申請	今回 申請								
		既交付 決定								
		増減								
合計	事業実施計画					/				
	交付申請	今回 申請								
		既交付 決定								
		増減								

(注)1 (A)の(事業実施計画)は、沖縄振興公共投資交付金制度要綱第6で規定する事業計画に記載された本年度事業費を記載すること。本年度事業費に変更があった場合は変更部分を2段書きとし、変更前の額を上段()書きとすること。

2 (A)の(交付申請)は、変更交付申請の場合は、変更後の額を「今回申請」に、変更前の額を「既交付決定」欄に記入し、その差額を「増減」に記載すること。

3 (B)は、(A)のうち沖縄県単独事業費(市町村事業の場合は、市町村単独事業費)や事業に伴う寄付金その他収入額等交付対象外経費の合計額を記載すること。

4 (E)は、(C)に記載された額に(D)の交付率を乗じて得た額の範囲内の額を記載すること。

5 (E)は、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

6 (F)は、沖縄振興公共投資交付金制度要綱第6で規定する事業実施計画に記載された額を記載すること。

7 各欄とも消費税及び地方消費税相当額を含んだ額とすること。ただし、消費税等仕入控除税額があり、且つ、その金額が明らかな場合には、これを減額して記載すること。

(様式3) 事業費内訳総括表

沖縄振興公共投資交付金事業費内訳総括表

沖縄県

(単位:円)

区分	事業名	工事費						事務費 (別紙(3))	合計	備考
		本工事費	測量設計費	用地費及び補償費	機械器具費	営繕費	合計			
1. 国定公園等 整備事業										
2. 動物収容・ 譲渡対策施設 整備事業										
3. 生物多様性 保全回復整備 事業										
合計										

- (注) 1 各費目の積算額(変更交付申請の場合、着手済みの費目がある場合は契約額)を記入すること。
2 消費税及び地方消費税相当額を含めた額を記載すること。ただし、消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して記載すること。
3 変更交付申請の場合は、2段書きとし、変更前の額を上段()書きとすること。
4 実績報告の場合は、2段書きとし、交付決定額(変更交付決定のある場合は、最終のもの)を上段()書きとすること。
5 次の書類を添付すること。

【交付申請(変更交付申請)】

- ① 施行に伴う取り壊し物件又は移転物件内訳
- ② 工事費内訳
- ③ 関係図面(平面図・構造図等)(A3以下の縮小図面)
- ④ 位置図
- ⑤ 現況写真
- ⑥ 公園計画及び事業決定等一覧表

【実績報告】

- ① 契約書等の写
- ② 検査調書の写
- ③ 完成図面(平面図・構造図等)(A3以下の縮小図面)
- ④ 完成写真等図面
- ⑤ 交付金の交付を完了したことが分かる書類(市町村事業の場合)
- ⑥ その他参考書類

(様式4) 事務費内訳

事務費内訳

区分:

(単位:円)

費目	細目		事務費	用途内訳		
	節	細節				
旅費	旅費					
庁費	報酬					
	給料					
	職員手当等					
	共済費	社会保険料				
	需用費	消耗品費				
		燃料費				
		印刷製本費				
		光熱水費				
		修繕費				
		食糧費				
		役務費				
		通信運搬費				
		手数料				
委託料						
使用料及び賃借料						
備品購入費						
	小計					
合計				事務費限度額		

- (注) 1 交付対象事業の区分ごとに作成すること。
2 消費税及び地方消費税相当額を含めた額を記載すること。
3 事務費限度額は、別表により算定した額を記載すること。
4 変更交付申請の場合は、2段書きとし、変更前の額を上段()書きとすること。
5 実績報告の場合は、2段書きとし、交付決定額(変更交付決定のある場合は、最終のもの)を上段()書きとすること。

(様式5)歳入歳出予算(見込書)抜粋

令和 年度沖縄振興公共投資交付金事業歳入歳出予算書(見込書)抜粋

(歳入)

(単位:千円)

款項目	節	予算現額					附記			
		当初 予算額	追加更正 予算額	繰越事業費 財源充当額	計	うち交付金相当分	事業名	事業名	事業名	計
							予算現額	予算現額	予算現額	
合計										

(歳出)

款項目	節	予算現額				流用増減額	予算現額		附記				
		当初 予算額	追加更正 予算額	前年度繰越事業費			うち交付金相当分	区分	事業名	事業名	事業名	計	
				繰越額	うち交付金相当分				予算現額	予算現額	予算現額		
合計								工事費 事務費 合計					
								うち 交付金 相当分					

(注)1 当該年度の交付対象事業における全ての事業費を記載すること。

2 歳入、歳出において、交付対象事業が複数ある場合は、附記欄ごとに内訳を記載すること。(別紙でも可)

3 沖縄県単独事業費(市町村事業の場合は市町村単独事業費)や事業に伴う寄付金その他収入額等交付対象外経費は記載しないこと。

(様式6) 公園計画及び事業決定等一覧表

沖縄振興公共投資交付金事業公園計画及び事業決定等一覧表

1 国定公園に係る事業（生態系維持回復事業を除く）

公園名	事業名	保護計画			施設計画		事業決定			
		特別保護地区	特別地域	普通地域	施設計画名	決定日付及び番号	公園事業名	決定日付及び番号		
			1 2 3			年 月 日	第 号		年 月 日	第 号
			1 2 3			年 月 日	第 号		年 月 日	第 号
			1 2 3			年 月 日	第 号		年 月 日	第 号
			1 2 3			年 月 日	第 号		年 月 日	第 号
			1 2 3			年 月 日	第 号		年 月 日	第 号
			1 2 3			年 月 日	第 号		年 月 日	第 号

2 生態系維持回復事業（国定公園内の事業）

公園名	事業名	保護計画			生態系維持回復計画		生態系維持回復事業計画の策定			
		特別保護地区	特別地域	普通地域	計画名	決定日付及び番号	事業計画名	決定日付及び番号		
			1 2 3			年 月 日	第 号		年 月 日	第 号
			1 2 3			年 月 日	第 号		年 月 日	第 号
			1 2 3			年 月 日	第 号		年 月 日	第 号
			1 2 3			年 月 日	第 号		年 月 日	第 号
			1 2 3			年 月 日	第 号		年 月 日	第 号

【記載要領】

[1 国定公園に係る事業（生態系維持回復事業を除く）]

- 「保護計画」欄には、該当する地種区分の欄に○を記載すること。特別地域については、第1種特別地域の場合は1、第2種特別地域の場合は2、第3種特別地域の場合は3を○で囲むこと。
複数の地種区分に該当する場合は、該当する欄の全てに○を記載すること。
- 「施設計画名」欄には、該当する集団施設地区の名称もしくは単独施設の名称を記載すること。

[2 生態系維持回復事業（国定公園内の事業）]

- 「保護計画」欄には、該当する地種区分の欄に○を記載すること。特別地域については、第1種特別地域の場合は1、第2種特別地域の場合は2、第3種特別地域の場合は3を○で囲むこと。
複数の地種区分に該当する場合は、該当する欄の全てに○を記載すること。

この表は、当該年度の交付対象事業において、新たな事業の追加がない限りは、年度内最初の交付申請に添付すれば足りるものとする。また、公園外の長距離自然歩道の事業については、本様式への記載は不要とする。

(様式7) 土地建物等買収費明細表

土地建物等買収費明細表

図面対象 番号	所在地	買収権利	買収価格	権利者 氏名	買 収 価 額 算 出 根 拠																	備考					
					土地							建物 (建物所有者に属する附属工作物を含む。)							工作物(占有者の所 有に属するもの。)		利息 相当額						
					地目	地積	単価	評価額 (A)	権利価額 (B)	(B)／ (A)	所有者 氏名	構造階数 用途	経過年数	延面積	単価	評価額 (A)	権利価額 (B)	(B)／ (A)	所有者 氏名	評価額			占有者 氏名				
			円			m ²	円	円					年	m ²	円	円	円										

(備考) 1 この明細表は、(様式10) 各種工事費内訳表の「用地費及補償費内訳表」の「種別」欄の「土地買収費」「建物等買収費」及び「権利消滅費」の明細表とすること。

(様式8) 物件移転補償費等明細表

物件移転補償費等明細表

図面 対象 番号	所在地	物 件 移 転 補 償 費									そ の 他 補 償 費					合計	氏名
		建 物				工 作 物			動 産	その他	営 業		仮 住 居		雑費・ その他		
		用途 構造	数量 単位	工法	金額	名称	数量 単位	金額	金 額	金 額	業種	金額	日数	金額	金額		

- (備考) 1 この様式は、(様式10) 各種工事費内訳表の「用地費及補償費内訳表」の「種別」欄の「物件移転補償費」の明細書とする。
- 2 物件移転補償費の「その他」欄には立木竹、墳墓、道路占用物件等の移転について記載すること。
- 3 その他補償費の「業種」欄には、営業の種類を記載すること。
- 4 その他補償費の「雑費その他」欄には、借家人補償、移転雑費補償等について記載すること。

(様式9) 工事施工に伴う取壊し又は移転物件内訳

施工に伴う取壊し又は移転物件内訳

	物件の種類	設置年月	規模構造	耐用年数	管理主体	処分内容	設置時の 工事費	物件の状況、 処分の必要性
国庫補助分							円	
							円	
添付書類		1. 財産台帳の写し 2. 現況写真						

- (注) 1 「処分内容」欄は、取壊し又は移転と記載すること。
2 「物件の状況、処分の必要性」欄は、耐用年数を残す物件についてのみ詳細に記載すること。
3 財産台帳の写し及び現況写真を添付すること。

(様式10) 各種工事費内訳表

1 本工事費内訳

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
小計						円	円	
消費税 相当額	—	—	—	—	—	—		
計								

(注) 工種、種別及び細別は本工事の積算を明らかにするため適正な区分により記載すること。

2 測量設計費内訳

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
小計						円	円	
消費税 相当額	—	—	—	—	—	—		
計								

(注) 工種、種別及び細別は本工事の積算を明らかにするため適正な区分により記載すること。

3 用地費及補償費内訳

種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
土地買収費				円	円	
		m ²				
建物等買収費						
	建物買収費 工作物買収費 立木買収費	戸 件 件				
権利消滅費						
	地上権消滅費 永小作権消滅費 借地権消滅費 借家権消滅費	件 件 件 件				
権利制限料					
物件移転補償費						
	物件移転補償費 工作物移転補償費 動産移転補償費 立木竹移転補償費 電柱移転補償費	戸 件 件 件 件				
農業補償費		件				
漁業補償費						
残地等損失補償費						
	残地等損失補償費					
.....						
計						

(注) 用地取得費、立木補償、電柱移転等補償費内訳を記入すること。
 ただし、補償工事については、「本工事費内訳」作成要領に準ずること。

4 機械器具費内訳

費目	細別	形状規格 寸法	数量	単価	金額	摘要
小計				円	円	
消費税 相当額	—	—	—	—		
計						

- (注) 1 「細別」欄には、購入、借上、修理、製作、運搬、据付撤去等の別を記載すること。
2 損料の場合は、「摘要」欄にその算出基礎を記載すること。

5 営繕費内訳

費目	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
小計				円	円	
消費税 相当額						
計						

- (注) 1 「細別」欄には、新築、購入、借上、改築、製作、移転及び修理等の別を記載すること。
2 損料の場合は、「摘要」欄にその算出基礎を記載すること。

(様式11)変更交付申請書

文 書 番 号
令和 年 月 日

環境大臣 あて

沖縄県知事

令和 年度沖縄振興公共投資交付金変更交付申請書

令和 年 月 日付け環自 発第 号をもって交付金の交付決定を受けた標記事業の変更交付を受けたいので、沖縄振興公共投資交付金交付要綱第8条の規定により関係書類を添え申請します。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

(注) 交付決定済みの日付、番号は、当初のものを記載すること。

1 変更内容

(単位:円)

区分	要交付額	既交付決定額	差引追加交付所要額
1. 国定公園等整備事業	()	()	()
2. 動物収容・譲渡対策施設整備事業	()	()	()
3. 生物多様性保全回復整備事業	()	()	()
合計	()	()	()

※各欄の()内は変更前の数値を記入すること。

2 変更理由

3 事業着手予定期日(変更) 令和 年 月 日

4 事業完了予定期日(変更) 令和 年 月 日

5 交付金所要額調書(様式2のとおり)

6 事業費内訳総括表(様式3のとおり)

7 事務費内訳(様式4のとおり)

8 歳入歳出予算書(見込書)抜粋(様式5のとおり)

9 公園計画及び事業決定等一覧表(様式6のとおり)

10 工事費内訳(様式10又は別紙のとおり)

11 関係図面(平面図・構造図等)(A3以下の縮小図面)(別紙のとおり)

12 位置図(公園計画図(公園外の長距離自然歩道においては路線名)と整備箇所が分かるもの)(別紙のとおり)

13 現況写真(別紙のとおり)

14 その他添付書類

(注) 変更理由は、(1)経費の配分変更、(2)その他(追加申請などの場合)に区分して具体的な理由を記入すること。

(様式12) 状況報告書

沖縄振興公共投資交付金事業状況報告書【令和 年度 月分】

令和 年度 予算分

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等 (1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

沖縄県

(単位:円)

区分	交付決定済額		工期 (自)～(至)	契約状況				支出状況			
	事業費	国費		当該月 契約額	当該月 契約率	契約済額 (累計)	累計 契約率	当該月 支出額	当該月 支出率	支出済額 (累計)	累計 支出率
			～		%		%		%		%

- (注) 1 当該年度当初予算分、当該年度補正予算分、前年度からの繰越予算分をそれぞれ別葉で作成すること。
2 契約額は、国費を記載すること。(交付金事業者と請負者との間の契約済額で全体の事業費に対する交付額の比率により算定する。)
3 支出額は、国費を記載すること。(官署支出官都道府県会計管理者の支出済額を記載する。)
4 「契約済額(累計)」欄及び「支出済額(累計)」欄には、「当該月契約額」欄及び「当該月支出額」欄に計上した額も含むこと。
5 交付事業に係る事務費等請負契約の対象とならない経費については、官署支出官都道府県会計管理者が国費を収入した時をもって、当該収入額を当該月契約額及び当該月支出額として記載すること。
6 契約率及び支出率は、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで記載すること。
7 前年度からの繰越予算分については、「交付決定済額」欄は繰越額を、「契約状況」及び「支出状況」欄は繰越後の執行額を記入すること。

(様式13) 事業の中止又は廃止申請書

文 書 番 号
令和 年 月 日

環境大臣 あて

沖縄県知事

令和 年度沖縄振興公共投資交付事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け環自 発第 号をもって交付金の交付決定を受けた標記事業の中止(廃止)をしたいので、沖縄振興公共投資交付金交付要綱第13条の規定により承認願いたく申請します。

記

- 1 中止(廃止)の範囲 :
- 2 中止(廃止)の理由 :
- 3 中止(廃止)後の措置 :

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
(1) 責任者の所属部署・職名・氏名
(2) 担当者の所属部署・職名・氏名
(3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

(注) 交付決定済みの日付、番号は、当初のものを記載すること。

(様式14)遅延報告書

文 書 番 号
令和 年 月 日

環境大臣 へ

沖縄県知事

令和 年度沖縄振興公共投資交付金遅延報告書

令和 年 月 日付け環自 発第 号をもって交付金の交付決定を受けた
標記事業について、沖縄振興公共投資交付金交付要綱第14条の規定により指示
を求めます。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

(注) 交付決定済みの日付、番号は、当初のものを記載すること。

- 1 事業名
- 2 遅延の原因及び内容
- 3 交付決定額のうち遅延に係る金額
国費： 千円
- 4 遅延の原因に対する措置
- 5 遅延等が交付対象事業に及ぼす影響
- 6 事業の遂行予定
- 7 事業完了予定期日
当初： 令和 年 月 日
変更後： 令和 年 月 日

(注) 事業の進捗状況を示した工程表を当初と変更後を対比のうえ作成し、添付すること。

(様式15)実績報告書

文 書 番 号
令和 年 月 日

環境大臣 あて

沖縄県知事

令和 年度沖縄振興公共投資交付金実績報告書

令和 年 月 日付け環自 発第 号をもって交付金の交付決定を受けた
標記事業について、当該年度分が終了したので、沖縄振興公共投資交付金交付要
綱第15条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

(注) 交付決定済みの日付、番号は、当初のものを記載すること。

1 交付金精算額

(単位:円)

区分	交付決定額	交付金精算額	事業完了年月日
1. 国定公園等整備事業			
2. 動物収容・譲渡対策施設整備事業			
3. 生物多様性保全回復整備事業			
合計			

※交付決定額欄について、変更交付決定のある場合は最終のものを記入すること。

2 精算額調書(様式16のとおり)

3 事業費内訳総括表(様式3のとおり)

4 事務費内訳(様式4のとおり)

5 歳入歳出決算書(見込書)抜粋(様式17のとおり)

6 契約書等の写(別紙のとおり)

7 検査調書の写(別紙のとおり)

8 完成図面(平面図・構造図等)(A3以下の縮小図面)(別紙のとおり)

9 完成写真等(別紙のとおり)

10 交付金の交付を完了したことが分かる書類(市町村事業の場合)(別紙のとおり)

11 その他添付書類

(様式16)精算額調書

交 付 金 精 算 額 調 書

沖縄県

(単位:円)

区分		事業費 (A)	交付対象外 経費 (B)	交付対象事 業費 (C) 【A-B】	交付率 (D)	交付金 交付額 (E)	前年度にお ける年度間 調整額(国 費) (F)	調整後の交 付金交付額 (G) 【E-F】	交付金受入 済額 (H)	差引過△不 足額 (I) 【H-G】	翌年度にお ける年度間 調整額(国 費) (J)	備考
1. 国定公園等 整備事業	交付決定又は 変更交付決定 額				45/100				/	/	/	
	実績額											
2. 動物収容・譲 渡対策施設整 備事業	交付決定又は 変更交付決定 額				1/2				/	/	/	
	実績額											
3. 生物多様性 保全回復整備 事業	交付決定又は 変更交付決定 額				1/2				/	/	/	
	実績額											
合計	交付決定又は 変更交付決定 額				/				/	/	/	
	実績額											

- (注) 1 全て2段書きとし、上段に交付決定又は変更交付決定時点の額を、下段に実績額(精算にかかる額)を記載すること。変更交付決定がある場合には、その最終の額を記載すること。
- 2 (A)の実績額には、当該年度において交付事業に要した全ての経費を記載すること。
- 3 (B)は、(A)のうち都道府県単独事業費(市町村事業の場合は、市町村単独事業費)や事業に伴う寄付金その他の収入額等交付対象外経費の合計額を記載すること。
- 4 (E)は、(C)に記載した額に(D)の交付率を乗じて得た額の範囲内の額を記載すること。また、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
- 5 (H)は、(G)(交付決定又は変更交付決定額)のうち実際に受け入れた額を記載すること。
- 6 (F)は、沖縄振興公共投資交付金制度要綱第6で規定する事業実施計画に記載された額を記載すること。
- 7 各欄とも消費税及び地方消費税相当額を含んだ額を記載すること。ただし、消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して記載すること。

(様式18)年度終了実績報告書

文 書 番 号
令和 年 月 日

環境大臣 あて

沖縄県知事

令和 年度沖縄振興公共投資交付金事業年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け環自 発第 号をもって交付金の交付決定を受けた標記事業の令和 年度における実績について、沖縄振興公共投資交付金交付要綱第15条第2項の規定に基づき、別表(様式19)のとおり報告します。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

(注) 交付決定済みの日付及び番号は、当該事業に係る当初の交付決定時のものを記載すること。

(様式19)年度終了実績報告書別表

令和 年度沖縄振興公共投資交付金事業年度終了実績報告書別表

事業番号	事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績				翌年度繰越額			事業実施期間		事業間 流用の有無	摘要
		総事業費 (A) (円)	交付対象 事業費 (B) (円)	交付額 (C) (円)	総事業費支払 実績(見込)額 (D) (円)	事業 進捗率 (E) 【(D)/(B)】 (%)	交付金 受入額 (F) (円)	不用額 (G) 【C-(F+J)】 (円)	総事業費 (H) (円)	交付対象 事業費 (I) (円)	交付額 (J) (円)	着手年月	完了(予定)年月		
												令和 年 月	令和 年 月		
	合 計														繰越承認事由

- (注) 1 交付決定を受けた全ての事業について記載すること。
 2 年度内遂行実績欄の総事業費支払実績(見込)額は、3月31日までの支払済額と出納整理期間における支出見込額の合計額を記載すること。
 3 翌々年度へ繰越が行われた場合は、年度内遂行実績欄は、2段書きとし、上段に() 書きで当初年度執行分を、下段に次年度執行分を記載すること。
 また、翌年度繰越額欄についても、上段に() 書きで翌年度繰越額を、下段に翌々年度繰越額を記載すること。
 4 (F)の合計額を受入れたことが分かる書類を添付すること。

(様式20) 交付金調書

沖縄振興公共投資交付金調書

令和 年度
環境省所管

国			都道府県・指定都市名										備考	
歳出予算科目	交付 決定額	国費 充当率	歳入			歳出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金 相当額	支出済額	うち交付金 相当額	翌年度 繰越額	うち交付金 相当額		

- (注) 1 「国」の「歳出予算科目」欄は項及び目を記載すること。なお、環境大臣が沖縄振興公共投資交付金交付要綱又は交付条件等によって交付事業に要する経費の配分の変更について禁止し、又は変更交付申請を要するものとされている場合においては、他に流用することについて禁止し、又は変更交付申請を要するものとして配分された経費に対する交付金の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する交付金額は一括して「その他」の区分を用いて記載すること。
- 2 「都道府県・指定都市」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。なお、歳出にあつては、前記1のなお書により国の歳出予算科目欄において交付事業に要する経費の配分に応じて交付金の額の区分名を記載する場合において、これに対応する経費の配分が目の内訳に係るときは当該経費の配分を目の内訳として記載すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、追加補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、追加補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付事業の都道府県又は指定都市の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、都道府県又は指定都市の歳入の「科目」に「前年度繰越分」を掲げる場合はその「予算現額」及び「収入済額」の下欄に交付金額を内書()をもって付記すること。

(様式21)消費税等仕入控除税額報告書

文 書 番 号
令和 年 月 日

環境大臣 あて

沖縄県知事

令和 年度沖縄振興公共投資交付金消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け環自 発第 号をもって交付金の交付額確定通知を受けた標記事業について、沖縄振興公共投資交付金交付要綱第25条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第15条の交付金の額の確定額(令和 年 月 日 付け環自 発第 号による額の確定通知額)	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費 税等仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額(「3」-「2」)	金	円
5 参考となるその他書類(「3」の金額の積算の内訳等)	金	円

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
(1)責任者の所属部署・職名・氏名
(2)担当者の所属部署・職名・氏名
(3)連絡先(電話番号・Eメールアドレス)